

とうきょう森づくり貢献認証制度

(二酸化炭素吸収量・貯蔵量評価)



「森林整備サポート認定制度」

実施要領・様式

制定	平成 23 年	9 月 21 日
一部改正	平成 25 年	4 月 1 日
一部改正	平成 26 年	8 月 1 日
一部改正	平成 27 年	4 月 1 日
一部改正	令和 2 年	4 月 1 日
一部改正	令和 4 年	12 月 28 日
一部改正	令和 5 年	7 月 27 日
一部改正	令和 6 年	3 月 28 日
一部改正	令和 6 年	8 月 1 日
一部改正	令和 7 年	5 月 30 日

東京都

目 次

要領等

「森林整備サポート認定制度」実施要領	3
「森林整備サポート認定制度」二酸化炭素吸収量算定基準	10

様式

(様式1-1) エントリーシート	13
(様式1-1 附) 委任状	14
(様式1-2) 森林整備サポート協賛・実施申込書	15
(様式1-3) 森林整備あっせん通知書（森林所有者等宛）	16
(様式1-4) 森林整備あっせん通知書（協賛・実施者宛）	17
(参考様式1-1) 協定書（森林整備協賛者用）	18
(参考様式1-2) 協定書（森林整備実施者用）	20
(様式1-5) 森林整備実施計画書	22
(様式1-6) 確認通知書	25
(様式1-7) 森林整備実施報告書	26
(様式1-8) 貢献認定書	28
(様式1-9) 変更届出書・変更認定申請書	29
(様式1-10) 合意書	30
(様式1-11) 森林整備サポート認定申請書	31
(様式1-12) 同意書（森林所有者用）	32
(様式1-13) 同意書（財団等用）	33

「森林整備サポート認定制度」

実施要領

制定	平成23年9月21日
一部改正	平成25年4月 1日
一部改正	平成26年3月31日
一部改正	平成27年3月10日
一部改正	令和 2年 4月 1日
一部改正	令和4年12月28日
一部改正	令和 5年 7月27日
一部改正	令和 6年 3月28日
一部改正	令和 6年 8月 1日
一部改正	令和 7年 5月30日

(目 的)

第1条 この要領は、森林整備による東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素吸収量を認めることにより、企業、ボランティア団体及び環境貢献活動に関心のある都民等による東京の森林整備を促進し、地球温暖化防止をはじめとした東京の森林の多面的機能の持続的発揮に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要領における定義は、以下のとおりとする。

- (1) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に基づき定める地域森林計画の対象となる森林のうち、東京都内（以下「都内」という。）に所在するスギ林、ヒノキ林及び広葉樹林をいう。ただし、広葉樹林は、林齢20年生までの林齢の明らかな人工林のみを対象とする。
- (2) 森林整備 下刈、除伐、間伐による森林の保育行為をいう。
- (3) 森林所有者等 森林を所有する者又は森林を所有する者から本制度に関する一切の手続きを委任された者（以下「代理人」という。）をいう。
- (4) 森林整備協賛・実施者 森林整備のための資金提供又は森林整備を実施する、企業、自治体、ボランティア団体及び環境貢献活動に関心のある都民等をいう。
- (5) 受付機関 本制度における森林整備活動の各種サポート、各種提出書類の受理及びその他書類の発行等を実施する、東京都（以下「都」という。）が別途設置する機関をいう。
- (6) 審査委員会 学識経験者で構成した、都が別途設置する第三者委員会をいう。
- (7) 二酸化炭素吸収量 森林整備協賛・実施者が実施した森林整備により、当該森林が吸収する二酸化炭素量をいう。

(8) 認定 東京都知事（以下「知事」という。）が、審査委員会からの審査結果報告に基づき、東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素吸収量を認めることをいう。

(9) 認定期間 第4条で定める算定期間のうち、知事が二酸化炭素吸収量を認定した期間をいう。

(10) 企業の森等 公益財団法人東京都農林水産振興財団、自治体及びNPO 団体（以下「財団等」という。）の実施する「企業の森」、「市民の森」及び「NPO の森」等をいう。

（認定の手順）

第3条 森林所有者等は、「エントリーシート」（様式1－1）により、本制度への参加を受付機関に申請する。ただし、代理人が申請する場合は、「エントリーシート」に「委任状」（様式1－1 附）を添付しなければならない。

2 森林整備協賛・実施者は、本制度への参加について「森林整備サポート協賛・実施申込書」（様式1－2）により、受付機関に申し込む。

3 受付機関は、本条第1項及び第2項に定める書類を受理し、森林所有者等と森林整備協賛・実施者（以下「両者」という。）の条件が合致したものについて、両者に「森林整備あっせん通知書」（様式1－3、様式1－4）を送付する。

4 前項による通知を受けた両者は、互いが提示する条件等について協議の上、「森林整備サポート認定制度協定書」（参考様式1－1、参考様式1－2）を作成し、協定を締結する。

5 両者は、「森林整備実施計画書」（様式1－5及び様式1－5別紙1）を作成し、前項により締結した協定書の写し及び第7条で定める認定状況の公表を希望する場合に作成する「合意書」（様式1－10）を添付して、受付機関へ提出する。

6 受付機関は、「森林整備実施計画書」（様式1－5）の内容を確認し、両者に「確認通知書」（様式1－6）を送付する。

7 森林整備協賛・実施者は、前項による通知を受けた後、「森林整備実施計画書」に基づき、森林整備を実施する。

8 森林整備協賛・実施者は、森林整備実施後、「森林整備実施報告書」（様式1－7）を受付機関に提出する。なお、森林整備計画が複数年にわたる場合は、毎年度森林整備実施報告書を提出しなければならない。

9 受付機関は、前項に定める書類を受理し、森林整備が適切かの判断及び吸収量の算定を行った後、審査委員会へ提出する。

10 審査委員会は、東京の森づくりへの貢献及び二酸化炭素吸収量の妥当性を審査し、その結果を知事に報告する。

11 知事は、審査委員会からの審査結果報告に基づき、認定の可否を判断し、認定を認めた森林整備協賛・実施者に対して「貢献認定書」（様式1－8）を授与する。なお、森

林整備計画が複数年にわたる場合は、第4条で定める算定期間満了までの二酸化炭素吸収量を認定できるものとする。

- 12 認定を受けた森林整備協賛・実施者は、申請した内容から変更が生じたとき、認定した二酸化炭素吸収量に変更がない等の場合は「変更届出書」（様式1-9）、それ以外の変更の場合は「変更認定申請書」（様式1-9）を速やかに知事に提出しなければならない。

（二酸化炭素吸収量の算定期間）

第4条 認定の対象とする二酸化炭素吸収量の算定期間は、次の各号のとおりとする。

- （1）スギ林及びヒノキ林の下刈の場合は、森林整備実施計画の初年度の林齢から10年生までとする。広葉樹林の下刈の場合は、森林整備実施計画の初年度の林齢から8年生までとする。なお、適切な下刈の最終年度は、「森林整備実施計画書」の作成時に両者で決める。
- （2）除伐又は間伐の場合は、施業した最終年度を含めて5年間とする。

（認定の要件）

第5条 知事は、審査委員会の審査により、前条の申請が次の各号に掲げる要件の全てを満たしていると認めるときは、認定する。

- （1）森林整備の種類が、下刈、除伐、間伐のいずれかであること。
- （2）広葉樹林の対象樹種は、コナラ、クヌギ、クリ、ミズナラ、カエデ類のほか、市町村森林整備計画に定める広葉樹、その他現地に適合する高木性の広葉樹とする。
- （3）森林整備の対象とする森林（以下「整備対象森林」という。）の面積の合計が0.1ヘクタール以上であること。
- （4）複数の森林整備協賛者が共同出資して行う森林整備の場合、整備対象森林の面積の合計を、共同出資者数で除したときの面積が、0.1ヘクタール以上であること。
- （5）前項で定める整備対象森林の面積の合計に、過去に本制度で認定した案件に係る整備対象森林の面積が加算されていないこと。ただし、認定期間の満了後であれば、この限りでない。
- （6）二酸化炭素吸収量算定基準（別紙）に基づき、二酸化炭素吸収量の算定が可能であること。
- （7）申請の内容に不備がなく、真正であること。

（認定の取消し等）

第6条 知事は、第3条第12項の変更認定申請書が提出されたとき、若しくは、次の各号に掲げる事項が生じたときは、認定の一部又は全部を取り消し、貢献認定書を修正すること又は返還させることができる。

- (1) 複数年にわたって森林整備を実施する場合において、当該年度の「森林整備実施報告書」の提出が、整備実施年度内になされなかったとき。
- (2) 認定後に生じた自然災害（雪害、風害等）、その他の事情により、森林整備の数量が減少又は消滅したとき。
- (3) その他、知事が認定を修正すること又は取り消すことが妥当と判断したとき。

（認定状況の公表）

第7条 知事は、「合意書」（様式1－10）による両者の合意に基づき、次の各号に掲げる事項を都の関連するホームページ（以下「WEB」という。）上で公表することができる。ただし、公表している場合において、前条の規定に基づき認定を取り消したときは、公表している情報をWEB上から削除する。

- (1) 森林整備協賛・実施者名
- (2) 整備対象森林の所在
- (3) 整備対象森林の面積
- (4) 整備対象森林の写真
- (5) 森林整備の概要
- (6) 認定した二酸化炭素吸収量
- (7) 認定年月日

（貢献認定書の利用）

第8条 認定を受けた森林整備協賛・実施者は、授与された貢献認定書を社会貢献活動の証として広報活動に用いることができる。ただし、貢献認定書及び認定された二酸化炭素吸収量を第三者に販売又は譲渡することはできない。

（森林整備資金の適正な使用）

第9条 森林整備に係わる資金提供を受けた森林所有者等は、当該資金を適正に使用しなければならない。

- 2 森林所有者等は、受付機関又は審査委員会に求められた場合は、森林整備資金に関する書類を提出しなければならない。
- 3 森林整備資金の調達の実績額が、「エントリーシート」（様式1－1）により提出した森林整備資金所要額を上回り、又は、森林整備に要した費用の実績が森林整備資金所要額を下回ったことにより、森林整備資金に剰余額が出た場合は、両者で協議し、精算する。

（企業の森等での森林整備における申請及び認定に係る特例）

第10条 企業の森等での森林整備における本制度への申請及び認定に関しては、次の各

号のとおりとする。

- (1) 企業の森等に参画する森林整備協賛・実施者が、その森林整備による認定を受けようとする場合は、森林整備協賛・実施者が「森林整備サポート認定申請書」(様式 1-1-1)を作成し、「森林整備実施計画書」(様式 1-5 別紙 1)に準ずる森林整備計画に関する資料及び企業の森等の協定書の写しを添付して、受付機関へ提出する。
- (2) 前項で定める書類を受理した受付機関は、企業の森等の協定締結者である森林所有者及び財団等に対し、森林整備協賛・実施者が本制度への認定を申請するにあたって必要となる事項についての確認を行う。ただし、本条第 5 号に該当する場合は、この限りでない。
- (3) 企業の森等の協定締結者である森林所有者は、森林整備協賛・実施者が本制度での認定を申請するにあたって必要となる事項について同意するときは、「同意書(森林所有者用)」(様式 1-1-2)を作成し、受付機関へ提出する。
- (4) 企業の森等の協定締結者である財団等は、森林整備協賛・実施者が本制度での認定を申請するにあたって必要となる事項について同意するときは、「同意書(財団等用)」(様式 1-1-3)を作成し、受付機関へ提出する。ただし、財団等がこの同意をすることについて、あらかじめ都と別途取り決めている場合は、「同意書(財団等用)」の提出を省略することができる。
- (5) 企業の森等の協定書において、森林所有者及び財団等が、森林整備協賛・実施者が、本制度での認定を申請するにあたって必要となる事項について同意をすることが明確に記載されている場合は、本条第 3 号及び第 4 号で定める書類の提出を省略することができる。
- (6) 二酸化炭素吸収量の認定期間については、企業の森等における協定書締結時に遡って算定する。

(自治体の協議会による森林整備における申請及び認定)

第 11 条 森林所有者等である自治体と森林整備協賛者である自治体から構成される協議会等(以下「協議会」という。)が行う森林整備における本制度への申請及び認定に関しては、次の各号のとおりとする。

- (1) 協議会が、その森林整備による認定を受けようとする場合は、協議会が「森林整備サポート認定申請書」(様式 1-1-1)を作成し、「森林整備実施計画書」(様式 1-5 別紙 1)及び(様式 1-5 別紙 2)に準ずる森林整備計画に関する資料及び協議会の協定書等の写しを添付して、受付機関へ提出する。
- (2) 協議会は、森林整備実施後、「森林整備実施報告書」(様式 1-7)に、森林整備における自治体毎の出資金額が確認できる根拠資料を添付し、受付機関に提出する。なお、森林整備計画が複数年にわたる場合は、毎年度森林整備実施報告書を提出し

なければならない。

- (3) 第3条第11項の規定による「貢献認定書」(様式1-8)は、協議会に対しては、総二酸化炭素吸収量を、森林整備協賛者である各自治体に対しては、各出資金額により按分した二酸化炭素吸収量を記載して授与する。
- (4) 二酸化炭素吸収量の認定期間については、協議会における協定書締結時に遡って算定する。

(森林整備協賛者の共同出資による森林整備の申請及び認定に係る特例)

第12条 複数の森林整備協賛者が共同出資して行う森林整備における本制度への申請及び認定に関しては、第3条に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第2項の規定による「森林整備サポート協賛・実施申込書」(様式1-2)は森林整備協賛者毎に作成し、その出資金額及び共同出資を行う他の森林整備協賛者の情報を「その他記事欄」に記載するものとする。
- (2) 第3条第5項の規定による「森林整備実施計画書」(様式1-5)には(様式1-5別紙1)、(様式1-5別紙2)、森林所有者と複数の森林整備協賛者で締結した協定書等の写し及び第7条で定める認定状況の公表を希望する場合に作成する「合意書」(様式1-10)を添付して、受付機関へ提出するものとする。
- (3) 第3条第8項の規定による「森林整備実施報告書」(様式1-7)には、共同出資者毎の出資金額が確認できる根拠資料を添付する。なお、森林整備計画が複数年にわたる場合は、毎年度森林整備実施報告書を提出しなければならない。
- (4) 第3条第11項の規定による「貢献認定書」(様式1-8)は、共同出資した森林整備協賛者毎に、各出資金額により按分した二酸化炭素吸収量を記載して授与する。

(その他)

第13条 本要領に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成 23 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 28 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 27 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 28 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 30 日から適用する。

(別紙)

「森林整備サポート認定制度」
二酸化炭素吸収量算定基準

制定 平成23年9月21日
一部改正 平成25年4月 1日
一部改正 平成27年3月10日
一部改正 令和 7年5月30日

1 目的

この基準は、森林整備サポート認定制度実施要領第5条第6項の規定により、二酸化炭素吸収量を算定するために定めるものである。なお、この基準は、直近の科学的成果等に基づき、必要に応じて見直しを行う。

2 算定方法

(1) 算定式

二酸化炭素吸収量については、整備を行った森林の幹の成長量を基に「日本国温室効果ガスインベントリ報告書書 2024 年」(温室効果ガスインベントリオフィス (GIO) 編) に準じ、次の式により算定する。なお、異なる整備を同一箇所で同一年度を実施した場合は、それぞれの二酸化炭素吸収量を加算しない。

$$\text{二酸化炭素吸収量 (t-CO}_2\text{)} = \sum_n^{n+T-1} \text{森林整備面積} \times \text{幹の成長量} \times \text{バイオマス拡大係数} \times \\ \text{容積密度} \times (1 + \text{地下部・地上部比}) \times \text{炭素含有率} \times \\ \text{二酸化炭素換算係数}$$

※ n ; 森林整備活動時の林齢、T ; 算定期間

(2) 算定因子

ア 森林整備面積

森林整備を実施した森林面積 (単位 : h a)

イ 幹の成長量

幹の単位面積当たりの年間成長量 (m/h a /年)

ウ バイオマス拡大係数

幹の成長量に枝や葉の成長量を加算補正するための係数

エ 容積密度

成長量を乾燥重量に換算するための係数 (単位 : t /m³)

オ 地下部・地上部比

地上部の量に対する地下部の割合

カ 炭素含有率

樹木の乾燥重量に占める炭素比率

キ 二酸化炭素換算係数

炭素量を二酸化炭素量に換算するための係数（一律 3.67）

3 算定に用いる数値

（1）幹の成長量

スギ及びヒノキは、「東京都スギ収穫予想表」及び「東京都ヒノキ収穫予想表」（平成 23 年 3 月）を基に、本制度との整合を図り調整した地位級を中、植栽本数を 3,000 本/ヘクタールを標準条件とする。

広葉樹は、「東京都広葉樹収穫予想表」（令和 6 年 1 月）の林齢 20 年生までの地位級を中、植栽本数を 2,000 本/ヘクタールを標準条件とする。

（2）拡大係数、地上部・地下部比、容積密度、炭素含有率

原則として、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2024 年」に示された以下の係数を使用する。

樹種	バイオマス拡大係数		地上部に対する地下部比率	容積密度	炭素含有率
	20 年生以下	21 年生以上			
スギ	1.57	1.23	0.25	0.31	0.51
ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.41	
広葉樹 ¹	1.37	1.37	0.26	0.47	0.48

附則：この算定基準は、平成 23 年 9 月 21 日から施行する。

附則：この算定基準は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附則：この算定基準は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附則：この算定基準は、令和 7 年 5 月 30 日から適用する。

¹ 広葉樹の係数は、「その他広葉樹」（千葉、東京、高知、福岡、長崎、鹿児島、沖縄に適用）のものを採用した

様式集

(様式 1 - 1)

年 月 日

東京都知事 様

申請者 住所
氏名

「森林整備サポート認定制度」

エントリーシート

森林整備サポート認定制度実施要領第 3 条第 1 項の規定により、森林整備サポート認定制度への参加を下記のとおり申請します。

記

1 森林整備を必要とする森林

森 林 の 所 在 地			
林 小 班 名 ※			
対 象 面 積			
必要な森林整備の種類	☐ 下刈	☐ 除伐	☐ 間伐
実 施 可 能 な 期 間			
森林整備資金所要額の内訳	提供資金： 円	自己資金： 円	補助金： 円

※林小班名が不明な場合は記入不要。

2 申請者の連絡先等

所 有 者 と の 関 係	森林所有者本人	代理人※
連 絡 先 電 話 番 号		
F A X		
e - m a i l		

※代理人が申請する場合は、「委任状」（様式 1 - 1 附）を添付し提出する。

(様式1－1 附)

年 月 日

東京都知事 様

「森林整備サポート認定制度」

委任状

私が所有する下記の森林について、森林整備サポート認定制度による森林整備を希望します。また、下記の者を代理人と定め、本制度に関する一切の手続きを委任します。

記

森 林 の 所 在 地	
林 小 班 名 ※	
対 象 面 積	
代理人	住 所 団体名等 代表者名 連 絡 先

※林小班名が不明な場合は記入不要

森林所有者 住所
氏名

印

(様式 1 - 2)

年 月 日

東京都知事

様

申込者 住所
企業等名称
代表者名

「森林整備サポート認定制度」

森林整備サポート協賛・実施申込書

森林整備サポート認定制度実施要領第 3 条第 2 項の規定により、森林整備サポート認定制度への参加を下記のとおり申し込みます。

記

1 森林整備協賛・実施内容

① 森林整備方法	☐ 森林整備資金の提供 (森林整備協賛者) ☐ 森林整備を自ら実施 (森林整備実施者)
② 資金拠出予定額	円
③ 希望する森林整備面積	☐ ~0.5ha未満 ☐ 0.5ha以上~2ha未満 ☐ 2ha以上~5ha未満 ☐ 5ha以上
④ 希望する森林の場所 (複数回答可)	☐ 具体的な対象市町村 () ☐ アクセスが容易な場所を希望 ☐ 特になし
⑤ 希望する活動 (複数回答可) ※上記①で「森林整備を自ら実施」にチェックした方のみ	☐ 下刈 ☐ 除伐 ☐ 間伐
その他記事欄	

2 連絡先

担当者	
電 話	
F A X	
e-mail	

(様式 1 - 3)

年 月 日

様

「森林整備サポート認定制度」

森林整備あっせん通知書 (森林所有者等宛)

森林整備サポート認定制度実施要領第 3 条第 3 項の規定により、森林整備を協賛・実施する候補者を選定しましたので、下記のとおり通知します。候補者と協議し、合意した場合には、「森林整備サポート認定制度協定書」(参考様式 1 - 1、参考様式 1 - 2) による協定を締結してください。

記

1 対象となる森林

森林の所在地	
林小班名	
対象樹種	
施業内容	

※森林所在地については別紙図面もご参照ください。

2 森林整備協賛・実施候補者

名称	
連絡先	
森林整備協賛・実施方法	

連絡先：とうきょう森づくり貢献認証制度

受付機関

〇〇

TEL : 〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

Fax : 〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

e-mail : 〇〇@〇〇.co.jp

(様式 1 - 4)

年 月 日

様

「森林整備サポート認定制度」

森林整備あっせん通知書 (森林整備協賛・実施者宛)

森林整備の協賛・実施の対象となる森林の候補を選定しましたので、森林整備サポート認定制度実施要領第3条第3項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 対象となる森林

森林所有者等名	様
連絡先	
森林の所在地	
林小班名	
対象樹種	
施業内容	

※森林所在地については別紙図面もご参照ください。

2 森林整備実施主体 (協賛・実施者自らが森林整備を実施しない場合に記載します。)

森林整備実施者名	
担当者及び連絡先	

連絡先：とうきょう森づくり貢献認証制度
受付機関

〇〇

TEL：〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

Fax：〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

e-mail：〇〇@〇〇.co.jp

(参考様式 1 - 1)

森林整備サポート認定制度協定書

(森林整備協賛者用)

森林整備協賛者（以下「甲」という。）と森林所有者等（以下「乙」という。）とは、乙が実施する森林整備活動について甲が資金提供することについて、次のとおり協定を締結する。

(森林整備の実施)

第 1 条 乙は、○の所有する次に掲げる森林及び土地について、甲と乙とが協議して作成する森林計画実施計画書（以下「実施計画」という。）に基づき森林整備活動を実施するものとし、甲はその資金として第 2 条に定める資金を提供する。

森林及び土地の所在地	地目	面積 (h a)	備考

(資金提供額)

第 2 条 甲は、実施計画に基づき乙が行なう森林整備活動に対して、金 円
の範囲内で資金を提供する。

(活動の実施)

第 3 条 乙は、実施計画に基づき森林整備活動を行なおうとするときは、甲に対して、＜甲乙間で定める期間ごと＝例えば、四半期ごと、1 年ごとなど＞に実施しようとする「林小班又は地番」ごとの整備内容及び費用の内訳を書面で示し、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 乙は、実施計画に基づく森林整備活動を林業事業体に委託して実施することができる。

(資金の交付及び精算等)

第 4 条 甲は、前条第 1 項により承認した乙の森林整備に係る資金について、乙の請求に基づき＜前払い又は確定払い＞で支払うものとする。

2 乙は、前項により甲から提供を受けた資金を適正に管理しなければならない。

3 乙は、第 1 項に規定する期間経過後は、甲に対して速やかに当該期間中の森林整備の実施状況及び森林整備に要した費用についての精算報告を行う。この場合において、当該資金に剰余額が生じた場合は甲に返還するものとする。ただし、甲乙の協議により、

当該剰余金を実施計画のうち今後実施する森林整備活動の資金の一部として繰り越すことができる。

（立木の所有権）

第5条 第1条に定める土地内の立木の所有権は、甲の資金により植栽した立木も含め乙が有するものとする。ただし、甲の資金により乙が行う森林整備活動に伴って発生した伐採木の利用は、甲乙協議の上決定する。

（土地の返却）

第6条 甲は、使用期間満了後に、立木が育成されている状態で乙に返却するものとする。ただし、自然災害（雪害、風害等）により立木が枯死した場合や、乙の同意を得て被害木処理のために皆伐した場合はその限りではない。

（信義誠実の尊重）

第7条 甲、乙は、相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行するものとする。

（その他の事項）

第8条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、この協定書を2通作成して、当事者署名の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 （森林整備協賛者）

乙 （森林所有者等）

※「様式1－5 森林整備実施計画書」提出の際には、本協定書の写しを添付すること。

(参考様式1-2)

森林整備サポート認定制度協定書

(森林整備実施者用)

森林整備実施者（以下「甲」という。）と、森林所有者等（以下「乙」という。）とは、甲が実施する森林整備活動について、次のとおり協定を締結する。

(森林及び土地の使用許可)

第1条 乙は、次に掲げる森林及び土地について、別添「森林整備実施計画書」に基づき、甲が行う森林整備活動に対して、甲が使用することを許可する。

森林及び土地の所在地	地目	面積(ha)	備考

(使用期間)

第2条 この森林及び土地の使用期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、甲又は乙から期間を延長したい旨の申し出があった場合は、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

(活動の実施)

第3条 甲は、乙と協議して作成する森林整備実施計画書に基づき、森林整備を実施するものとする。

2 実施計画に基づく森林整備の経費は、甲が負担する。

3 甲は、活動計画に基づく森林整備活動を林業事業体に委託して実施することができる。

4 甲は、前3項に基づき森林整備に着手する場合には、あらかじめ乙に実施期間、実施方法等を通知するものとする。

(立木の所有権)

第4条 第1条に定める土地内の立木の所有権は、甲が植栽した立木も含めて乙が有するものとする。ただし、甲が行う森林整備活動に伴って発生した伐採木の利用は、甲乙協議の上決定する。

(土地の返却)

第5条 甲は、使用期間満了後に、立木が育成されている状態で乙に返却するものとする。ただし、自然災害（雪害、風害等）により立木が枯死した場合や、乙の同意を得て被害木処理のために皆伐した場合はその限りではない。

(信義誠実の尊重)

第6条 甲、乙は、相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行するものとする。

(その他の事項)

第7条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、この協定書を2通作成して、当事者署名の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 （森林整備実施者）

乙 （森林所有者等）

※「様式1－5 森林整備実施計画書」提出の際には、本協定書の写しを添付すること。

(様式 1 - 5)

年 月 日

東京都知事

様

森林所有者等 住所
名称
代表者名

森林整備協賛・実施者 住所
企業等名称
代表者名

「森林整備サポート認定制度」

森林整備実施計画書

森林整備サポート認定制度実施要領第 3 条第 4 項の規定により、別紙のとおり森林整備を計画します。

なお、本計画書は森林所有者等_____と森林整備協賛・実施者_____が、協議の上作成したものです。

(様式 1－5 別紙 1)

森林整備計画内容

林小班名 若しくは地番	対象面積 (ha)	整備の種類	実施期間	樹種	林齢	実施方法	備考

(様式 1 - 5 別紙 2)

共同出資計画内容

共同出資する 森林整備協賛者	森林整備を行う 林小班名 若しくは地番	出資金額	割合

(様式 1－6)

年 月 日

様
様

「森林整備サポート認定制度」

確認通知書

森林整備実施計画書を確認しましたので、森林整備サポート認定制度実施要領第 3 条第 6 項の規定により、通知します。

連絡先：とうきょう森づくり貢献認証制度
受付機関

〇〇

Tel：〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

Fax：〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

e-mail：〇〇@〇〇.co.jp

(様式 1－7)

年 月 日

東京都知事

様

森林整備協賛・実施者 住所
企業等名称
代表者名

「森林整備サポート認定制度」

森林整備実施報告書

森林整備サポート認定制度実施要領第 3 条第 5 項の規定により作成した「森林整備実施計画書」に基づく森林整備を実施しましたので、同条第 8 項の規定により、別紙のとおり報告します。

※別紙は、「林小班」「樹種」「林齢」「整備の種類」ごとにお書きください。

(別紙)

No. _____

森林の所在地	
林小班名又は地番	
対象面積 (h a)	
整備の種類	
実施期間	
樹 種	
林 齢	
実施面積	
施業実施前写真	写真には必ず日付を入れてください。 (写真がない場合は理由を明記)
施業実施後写真	写真には必ず日付を入れてください。

(様式1－8)



認定番号 ー

とうきょう森づくり貢献認証制度 貢献認定書

様

() 様の東京の森づくりへの貢献に対して深く感謝します。あわせて、森林整備を実施したことによる二酸化炭素吸収量を次のとおり認定します。

t－CO₂

年～ 年の二酸化炭素吸収量

年 月 日

東京都知事

(様式 1 - 9)

年 月 日

東京都知事

様

森林整備協賛・実施者 住所
企業等名称
代表者名

「森林整備サポート認定制度」

〔 変更届出書・変更認定申請書 〕

年 月 日付けで提出した様式 の内容について、変更が生じたので、森林整備サポート認定制度実施要領第 3 条第 1 2 項の規定により、別紙のとおり（変更を届け出ます。・変更認定を申請します。）

東京都知事

「森林整備サポート認定制度」

森林所有者等 と森林整備協賛・実施者 とは、森林整備サポート認定制度実施要領第7条の規定に基づく認定状況の公表について、合意したことを証します。

森林所有者等	住所
	名称
	代表者名

森林整備協賛・実施者 住所
企業等名称
代表者名

(様式 1 - 1 1)

東京都知事

様

「森林整備サポート認定制度」

森林整備サポート認定申請書

私は、森林整備サポート認定制度実施要領（第 1 0 条・第 1 1 条） 第 1 号の規定により、森林整備サポート認定制度での認定を申請します。

また、森林整備サポート認定制度実施要領第 7 条による認定状況の公表について

（希望します。 ・ 希望しません。）

年 月 日

森林整備協賛・実施者 住所

企業等名称

代表者名

(様式 1－12)

東京都知事

様

「森林整備サポート認定制度」

同意書（森林所有者用）

私は、企業の森等の協定を締結した森林において、森林整備協賛・実施者が企業の森等の協定に基づいて行う森林整備による森林整備サポート認定制度での認定の申請に同意します。

また、森林整備協賛・実施者が、森林整備サポート認定制度実施要領第7条による認定状況の公表を希望する場合には、認定状況の公表について

（同意します。 ・ 同意しません。）

年 月 日

森林所有者

住所

氏名

印

(様式 1 - 1 3)

東京都知事 様

「森林整備サポート認定制度」

同意書（財団等用）

私は、企業の森等の協定を締結した下記の森林において、森林整備協賛・実施者が企業の森等の協定に基づいて行う森林整備による森林整備サポート認定制度での認定の申請に同意します。

記

協 定 の 名 称	
協 定 締 結 年 月 日	
森 林 の 所 在 地	
林 小 班 名 ※	
対 象 面 積	
森 林 所 有 者 等 住 所 ・ 氏 名	
森 林 整 備 協 賛 ・ 実 施 者 住 所 ・ 氏 名	

※林小班名が不明な場合は記入不要

年 月 日

財団等 住所
 名称
 代表者名

印